

第1章 制度改正の基本的考え方

- テレワーク・遠隔教育・遠隔医療などの安定的な利用を可能とする**ブロードバンドサービスを電気通信事業法上の基礎的電気通信役務(※1)の新たな類型として位置付ける。**

※1 国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべき電気通信役務

- **基礎的電気通信役務の新たな類型として位置付けるブロードバンドサービス**は、①通信速度（大容量の動画を送受信可能か）、②遅延の程度（リアルタイムでの双方向のやりとりが可能か）、③料金体系（定額料金で原則無制限に利用可能か）の3点を総合的に考慮し、**FTTH及びHFC方式のCATVとすることが適当**である。
- **ブロードバンドサービスに係る新たな交付金制度の創設によって整備後の維持費用に対する支援が行われるとの見通しが立てば、現在、整備後のサービスの維持可能性への懸念が理由となって整備が行われていない地域においても、整備が進むことが期待される。**

第2章 新たな交付金制度の在り方

交付金制度の目的： 1. 不採算地域におけるサービスの安定的な提供の確保
2. 有線ブロードバンド未整備地域の解消促進
3. 公設公営・公設民営から民設民営への転換促進

- **ブロードバンドサービスに係る新たな交付金制度は、電話に係るユニバーサルサービス交付金制度と同様、不採算地域におけるサービスの安定的な提供を確保することをその第一義的な目的とするものである。**
- 一方、**電話と異なる有線ブロードバンドサービスの特性(未整備エリアが一部存在、提供事業者が多様等)を踏まえ、「有線ブロードバンド未整備地域の解消促進」と「公設公営・公設民営から民設民営への転換促進」もその副次的な目的とした制度として設計することが適当**である。

第2章 新たな交付金制度の在り方(続き)

- **交付金の支援対象となる区域を、一般支援対象区域と特別支援対象区域に分類**する(※2)。

※2 一般支援対象区域は、市場に委ねたのではサービスが維持されない可能性が高い地域とし、交付金により当該区域における有線ブロードバンドの維持を目的とする。一方、特別支援対象区域は、市場に委ねたのではサービスが維持されない可能性が極めて高い地域とし、将来交付金によって維持運用経費を支援することにより、未整備エリアの解消促進や公設設備の民設移行促進を目的とする。

- **支援対象事業者は、一般支援対象区域や特別支援対象区域において、一者で有線ブロードバンドサービス(FTTH又はHFC方式のCATV)を提供している民間事業者とする**(※3)。

※3 一般支援対象区域は、内部相互補助によるサービス維持が期待できる場合は支援対象とする必要はなく、事業者の部門別収支に照らして支援の必要性が認められる場合に限り支援対象とすることが適当である。一方、特別支援対象区域は、未整備エリアの解消促進や公設設備の民設移行促進という特別の政策的要請があることに鑑み、内部相互補助を前提とせずに支援を行う必要があり、事業者の部門別収支を問わず支援対象とすることが適当である。

- **支援対象設備・経費は、原則として、支援対象区域や特別支援対象区域のアクセス回線設備等の維持に通常必要な費用とし**(※4)、設備の初期整備に要する費用は含まれないが、**既存設備の更新に要した費用は減価償却費として含まれるものとする**が適当である。

※4 ただし、離島への海底光ケーブル等、専ら支援対象区域へのサービス提供に用いられる中継回線設備でも特に維持運用経費が高いと考えられるものの維持に通常必要な費用についても、例外的に支援対象とする。

- **交付金の支援額の算定は、原則として、標準的なモデルに基づき費用を算出し、その費用の一定部分を支援対象とするベンチマーク方式を採用することが適当**である(※5、6)。

※5 海底光ケーブルの維持運用経費など、標準的なモデルの構築が極めて困難であることが判明した場合は、例外的に、実際費用を採用することも考えられる。

※6 特別支援対象区域については、収支が当然に赤字になると見込まれることから、ベンチマーク方式でなく、収支相殺方式を採用することが適当である。

- **交付金の負担事業者は、受益者負担の考え方にに基づき、有線・無線ブロードバンドサービス事業者とし**(※7)、**契約数単位で各事業者の負担金額を算定することが適当**である。

※7 不採算地域も含めた日本全体におけるブロードバンドサービスの提供が確保される結果として自らのサービスの利用可能者が増大するという意味では、OTT事業者も受益者であるが、このような観点からの受益者負担の可能性については、ネットワークのコスト負担の在り方全体を巡る議論の中で、中長期的な視点から、海外の事例も参考にしつつ、総合的に検討していくことが適当である。

- **交付金制度の中長期的な在り方として、特定のサービスの維持を目的とした現行のユニバーサルサービスの仕組み自体を見直し、各種サービスの前提となる不可欠基盤（光ファイバ網等）の維持を目的とした新たな制度的枠組み(ユニバーサルアクセス)へと転換を図ることも、一つの選択肢であると考えられる。**

【補論1】 いわゆるラストリゾート事業者に期待される役割

- 現状、①加入電話等は依然として国民生活に不可欠なサービスであり、NTT東西等の電話に関する責務は当面は引き続き維持する必要があると考えられること、②NTT東西等に過剰な法的責務を課すことは、NTT東西等の企業体としての合理的経営を損なうおそれがあることを踏まえ、今般の制度改正における対応として、**NTT東西等に対して、有線ブロードバンドサービスに関するラストリゾート事業者としての法的責務を課すことは、必ずしも適当ではない**と考えられる。
- その一方、今後、デジタル社会形成基本法で掲げられた理念等を踏まえ、有線ブロードバンド未整備地域の解消や公設公営・公設民営からの民設移行等を進めていくためには、**新たな交付金制度による支援も活用した上での、NTT東西やその他の有線ブロードバンドサービス事業者の協力が不可欠**である。
- そこで、有線ブロードバンド未整備地域の解消や公設公営・公設民営からの民設移行等を、国・自治体・事業者が連携して進めていく上での道筋を明らかにする観点から、**NTT東西やその他の有線ブロードバンドサービス事業者(例えば、特別支援対象区域の適格電気通信事業者となり得る事業者)に対し、不採算地域における有線ブロードバンドサービスの提供等に関する計画の公表等を求めることが適当**である。

【補論2】 放送のブロードバンドによる代替との関係

- **放送のブロードバンドによる代替の可能性を含めた放送ネットワークインフラの将来像については**、現在、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」(座長:三友仁志 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授)における検討項目の1つとして議論が行われているところであり、**その内容が本研究会の提言とも整合したものとなるよう、事務局間で十分な連携を図ることが重要**である。
- 放送サービスは、テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等の双方向のサービスと異なり、基本的に一方向のサービスであり、特定の地域において放送サービスが有線ブロードバンドサービスを通じて提供されるとしても、そのこと自体は、他の地域でブロードバンドサービスを提供する事業者やその利用者に受益をもたらすものではない。
- このため、**仮に、放送のブロードバンドによる代替を実現するために追加的なコストが発生したとしても**、当該コストを有線ブロードバンドサービスに関する新たな交付金制度によって支援することは制度上困難であり、**当該コストは、少なくとも第一義的には、放送のブロードバンドによる代替の直接の受益者である放送事業者等によって負担されるべきものと考えられる**。
- なお、将来的に放送のブロードバンドによる代替が実現した場合、不採算地域において有線ブロードバンドサービスを提供する事業者の収入が増加し、当該事業者の収支が改善するケースも想定し得る。この場合には、当該事業者に対して交付すべき交付金の額がその分抑制され、交付金の総額の減少につながる可能性がある。

第3章 事業者に対する規律の在り方

- 基礎的電気通信役務となる**有線ブロードバンドサービスの適切、公平かつ安定的な提供を確保するため**、有線ブロードバンドサービスを提供する事業者に対して、**原則として、基礎的電気通信役務となる電話と同様の規律**（契約約款の届出義務、役務提供義務、技術基準適合維持義務等）**を課す**。
- ただし、有線ブロードバンドサービスと電話の利用状況や事業者間競争等の差異を踏まえ、有線ブロードバンドサービスに係る規律については、**電話に係る同規律と比べて一部緩和・除外した上で適用**する（※8）。

※8 事業者間で合意した場合は相対契約を認める、役務提供義務の対象から卸電気通信役務を除外する。等

第4章 今後実施すべき事項

- 本研究会の最終取りまとめを踏まえ、法制化に向けた具体的な作業を実施すべきである。
- ブロードバンドサービスに係る新たな交付金制度を創設した場合に見込まれる**交付金額の総額と利用者1人当たりの負担額を試算し**、本研究会に対して報告するとともに、法案提出までのしかるべき時期において、**公表すべきである**。